

住宅ローンをご利用の皆さま

地銀協 ダブルサポート団信制度

所定の条件を満たした場合

住宅ローンが **0** 円に!



	死亡・高度障害・がん
正式名称	がん保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険
保障内容	<ul style="list-style-type: none"> ■死亡保険金 保険期間中に死亡されたときに死亡保険金をお支払いします。 ■リビング・ニーズ特約保険金 保険期間中に余命が6か月以内と判断されるとき(※)にリビング・ニーズ特約保険金をお支払いします。 ※余命の判断は、医師の診断に基づき、生命保険会社が行ないます。 ■高度障害保険金 保障開始日以後の傷害または疾病により、保険期間中に所定の高度障害状態に該当されたときに高度障害保険金をお支払いします。 ■がん保険金 保険期間中に、所定の悪性新生物(注)に罹患したと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたとき。ただし、次の場合を除きます。 <ul style="list-style-type: none"> ●保障開始日前に所定の悪性新生物に罹患したと診断確定されていたとき ●保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断確定されたとき ●保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物の再発・転移等と認められるとき (注)悪性新生物のうち、上皮内がん、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんについてはお支払いの対象となりません。
保険金額	債務残高に応じて定まり、債務の返済に応じて変動(減減)します。加入申込者一人あたりの保険金限度額は、他の会員銀行からの借り入れも含めて、「地銀協住宅ローン団信制度」、「地銀協がん団信制度」、「地銀協3大疾病団信制度」、「地銀協ライフサポート団信制度」、「地銀協ダブルサポート団信制度」、「地銀協引受緩和団信制度」および「地銀協事業者向団信制度」を通算して3億円、かつ「地銀協ライフサポート団信制度」は他の会員銀行からの借り入れも含めて通算して2億円となります。限度額を超える保険金についてはお支払いいたしません。
保険金をお支払いできない主な場合	<p>次のような事由に該当する場合は、保険金をお支払いできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■死亡保険金(リビング・ニーズ特約保険金)、高度障害保険金 <ul style="list-style-type: none"> ①保障開始日から1年以内に自殺されたとき ②被保険者の故意により高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき ③保険契約者または保険金受取人の故意により死亡、高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき ④戦争その他の変乱により死亡、高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき ⑤告知義務違反による解除 ⑥詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合 ⑦重大事由による解除の場合 ⑧保障開始日より前に発生した傷害や疾病を原因として高度障害状態に該当されたとき ■がん保険金 <ul style="list-style-type: none"> ①保障開始日前に所定の悪性新生物に罹患していたと診断確定されていたとき ②保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断確定されているとき ③保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物の再発・転移等と認められるとき ④告知義務違反による解除 ⑤詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合 ⑥重大事由による解除の場合
保障開始日	融資実行日または事務幹事会社にご加入を承諾した日のいずれか遅い方の日となります。
保険期間	賦払債務の償還期間、定められた期間または所定の年齢に達するまでの期間となります。
この契約からの脱退事由	<ul style="list-style-type: none"> ●融資を受けた銀行の賦払債務者でなくなったとき ●保険金のお支払事由に該当されたとき ●所定の年齢に達したとき ●融資について期限の利益を失ったとき
保険会社	明治安田生命保険相互会社(事務幹事会社)

■本住宅ローンの保障は、損害保険(団体就業不能信用補償保険)と生命保険(がん保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険)を組み合わせた商品です。
 ■本商品は一般社団法人全国地方銀行協会を契約者とする団体保険契約であり、被保険者となられる方の加入申込にはクーリング・オフの適用はありません。
 ■契約の当事者は、契約者である一般社団法人全国地方銀行協会および会員銀行、被保険者であるお客さまおよび契約を引き受ける保険会社になります。
 ■本商品は預金・投資信託・金融債ではありません。預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象となりません。また元本(払込保険料)の保証はありません。
 ■このパンフレットは、保険の概要を説明したものです。この保険の詳細については、「申込書兼告知書」に添付の以下の書面を必ずご確認ください。
 損害保険:団体就業不能信用補償保険「重要事項等説明書」
 生命保険:がん保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険「重要事項に関するご説明」
 ■加入手続
 「申込書兼告知書」をご提出いただけます。なお、借入金額(保険金額)が1億円を超える場合には、生命保険会社所定の「専用診断書」をご提出ください。また、告知の内容によっては医師の診断書等を追加してご提出いただくことがあります(診断書取得にかかる費用はお客さま(加入申込者)にご負担いただきます)。
 ※健康状態によっては、ご加入をお断りする場合もございますのでご了承ください。

(ご注意) ご加入の際には健康状態等について告知をしていただく義務(告知義務)があります。告知事項について事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

(山梨中央銀行)
 損害保険(団体就業不能信用補償保険)引受保険会社:損害保険ジャパン株式会社 山梨支店 法人支社
 〒400-0858 山梨県甲府市相生1-4-23 損保ジャパン 鮎川ビル8F TEL.050-3798-0131
 受付時間 月～金 / 9:00～17:00(12月31日～1月3日、祝日・振替休日を除きます。)
 生命保険(がん保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険)
 事務幹事会社:明治安田生命保険相互会社
 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1 TEL.03-3283-8111(代表)
 制度内容に関するお問い合わせ先:明治安田生命保険相互会社 金融法人業務部
 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1 TEL.03-6359-0042(受付時間 9:00～17:00 除土日・祝日)
 取扱金融機関:山梨中央銀行
 〒400-8601 山梨県甲府市丸の内1丁目20番8号 TEL.055-233-2111

地銀協ダブルサポート団信制度は、損害保険(団体就業不能信用補償保険)と生命保険(がん保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険)を組み合わせた地銀協の保険制度です。

保険契約者
一般社団法人全国地方銀行協会

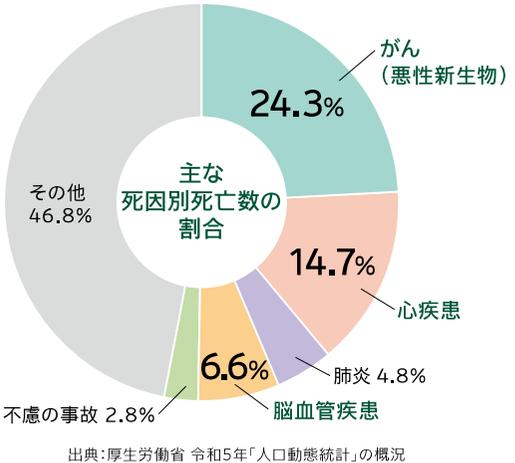
引受保険会社(損害保険:団体就業不能信用補償保険)
損害保険ジャパン株式会社

事務幹事会社
 (生命保険:がん保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険)
明治安田生命保険相互会社

ご存じですか？

日本人の死亡原因の割合で多い「がん」「心疾患」「脳血管疾患」

がん・心疾患・脳血管疾患などの病気やケガで長期間働けなくなった場合、「医療費の支払い」「給与所得の減少」により住宅ローンの返済が大きな負担になることも…



万が一のとき、住宅ローン返済や収入の減少が不安だね…



もしもに備える

地銀協ダブルサポート団信制度のポイント！

月額返済保障 と 残債一括保障 の2タイプの保障で万一の場合のローン返済をサポートします！

死亡・高度障害の保障

事務幹事会社: 明治安田生命保険相互会社

残債一括保障

死亡・高度障害

- 死亡または所定の高度障害状態に該当したら
- 余命6か月以内と判断されたら

住宅ローン残高が **0円** になります！

8大疾病の保障

事務幹事会社: 明治安田生命保険相互会社

残債一括保障

3大疾病

悪性新生物と診断確定されたら

住宅ローン残高が **0円** になります！

引受保険会社: 損害保険ジャパン株式会社

月額返済保障

残債一括保障

3大疾病

脳卒中・急性心筋こうそく

で所定の状態が60日以上継続した場合

住宅ローン残高が **0円** になります！

引受保険会社: 損害保険ジャパン株式会社

月額返済保障

残債一括保障

5つの生活習慣病

高血圧症・糖尿病・慢性腎不全・肝硬変・慢性すい炎

での就業不能が12か月を超えて継続した場合

住宅ローン残高が **0円** になります！

さらに安心の保障

引受保険会社: 損害保険ジャパン株式会社

安心保障 1

病気・ケガを原因とする入院で就業不能となった場合

就業不能一時金(入院のみ)として **10万円** をお支払いします。

引受保険会社: 損害保険ジャパン株式会社

安心保障 2

奥さまが乳がん・子宮がん・卵巣がんなどの女性特有のがんと生まれてはじめて診断確定された場合

女性特定がん診断一時金として **100万円** をお支払いします。



亡くなったときだけでなく、働けなくなった場合も保障されるから、住宅ローン返済も安心だね！



(注)月額返済保障については、3ページをご覧ください。

もしもの場合でも住宅ローン返済をサポート！

3大疾病 悪性新生物 引受保険会社：明治安田生命保険相互会社

ローン残高

待機期間 90日

融資実行日 (保障開始日)

責任開始日

ローン期間

所定の悪性新生物と診断確定

保障① 残債一括保障

保険期間中に、所定の悪性新生物に罹患したと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定された場合、住宅ローン残高が **0円** になります。

3大疾病 脳卒中・急性心筋こうそく 引受保険会社：損害保険ジャパン株式会社

ローン残高

待機期間 3か月

融資実行日

責任開始日

ローン期間

脳卒中または急性心筋こうそく で就業不能*

保障① 月額返済保障 (最長2か月)

責任開始日以降に、脳卒中または急性心筋こうそくを発病したことにより就業不能*となり、ローン返済日が到来した場合、月々のローン返済額を保障します。

保障② 残債一括保障

責任開始日以降に、脳卒中または急性心筋こうそくを発病し、初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、所定の状態が継続したと医師によって診断された場合、住宅ローン残高が **0円** になります。

5つの生活習慣病 高血圧症・糖尿病・慢性腎不全・肝硬変・慢性すい炎 引受保険会社：損害保険ジャパン株式会社

ローン残高

待機期間 3か月

融資実行日

責任開始日

ローン期間

5つの生活習慣病のいずれかで就業不能*

保障① 月額返済保障 (最長12か月)

責任開始日以降に、5つの生活習慣病のいずれかを発病したことにより就業不能*となり、ローン返済日が到来した場合、月々のローン返済額を保障します。

保障② 残債一括保障

責任開始日以降に、5つの生活習慣病のいずれかを発病したことにより就業不能*が12か月を超えて継続した場合、住宅ローン残高が **0円** になります。

*就業不能とは、被保険者が身体障害(病気またはケガ)を被り、被保険者の経験・能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない状態(具体的には治療のため入院していること、もしくは医師の治療を受けていること)を指します。なお、被保険者が死亡した後もしくはその身体障害が治癒した後は、いかなる場合であっても就業不能とはいいません。

さらに安心の保障をプラス！

安心保障 1 就業不能一時金(入院のみ) 引受保険会社：損害保険ジャパン株式会社

有

無

就業不能一時金(入院のみ) 10万円

待機期間 3か月

融資実行日

責任開始日

ローン期間

入院による就業不能*発生

病気・ケガによる就業不能*(入院によるものにかぎります。)となった場合、就業不能一時金(入院のみ)として **10万円**をお支払いします。

責任開始日以降に、発病した病気または発生したケガで就業不能*(入院によるものにかぎります。)となった場合、就業不能一時金(入院のみ)として10万円をお支払いします。

安心保障 2 女性特定がん診断一時金(奥さま用) 引受保険会社：損害保険ジャパン株式会社

有

無

女性特定がん診断一時金 100万円

待機期間 90日

融資実行日

責任開始日

ローン期間

生まれて初めて女性特定がん と診断確定

奥さまが女性特有のがん(乳がん・子宮がん・卵巣がんなど)と生まれて初めて診断確定された場合、女性特定がん診断一時金として **100万円**をお支払いします。

責任開始日以降に、女性配偶者が生まれて初めて女性特定がんに罹患し、国内外で病理組織学的所見によって、医師に女性特定がん と診断確定された場合、女性特定がん診断一時金として100万円をお支払いします。



